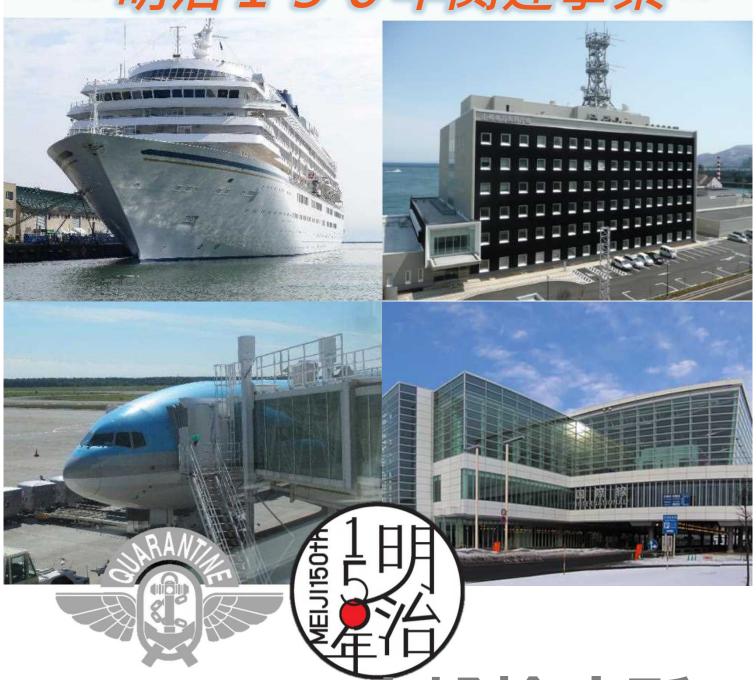
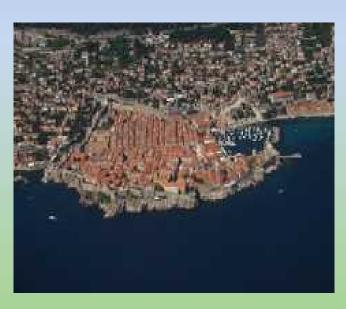
検疫所の歴史

~明治150年関連事業~

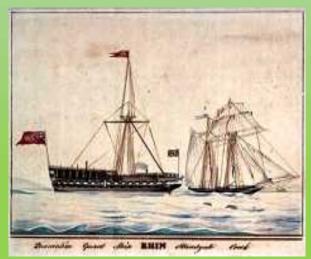


厚生労働省 小樽検疫所

検疫 (Quarantine) の始まり



クロアチアのドブロブニク市



船内隔離を監視する検疫艇リン号)

1348年と1359年の間に、ペストはヨーロッパとアジアの人口のおよそ30%を減少させるに至った。人の隔離は最初、最寄りの離島を制限区域とし、その島に上陸させ30日間隔離し、ペストの症状が出るかどうか観察していたが、やがて隔離期間は40日に延長された。

船と人がクロアチアのドブロブニク市(旧ラグサ共和国)に入る前の40日間港外に隔離されたことから始まる。

英語のQuarantineという言葉はヴェネチア方言のイタリア語で「40日間」を意味するquaranta giorniに由来する。



マルセイユの検疫官の予防衣

日本における検疫

1822(文政5年)長崎にコレラ侵入 初めての大流行を引き起こす 西日本を中心に10数万人

1879 (明治12年) 海港虎列刺病伝染予防規則公布

1897 (明治30年) 伝染病予防法公布

1899 (明治32年) 海港検疫法公布 (国内最初のペスト流行)

海港検疫所官制公布

1900 (明治33年) 臨時海港検疫所官制公布

1907 (明治40年) 海港検疫法第一次改正 船舶のネズミ族駆除の規定

1921 (大正10年) 航空法 (施行は1927) 外国より来航する航空機に検疫実施



1926 (大正15年) 国際衛生条約署名 (批准1935)

1927 (昭和 2年) 航空検疫規則公布



▲函館検疫所台町措置場





平成9年(1997年)にオープンした長浜野口英世 公園内(横浜市金沢区長浜)に復元された細菌検査室 野口が細菌検査室に従事した 建物で現存する唯一の建物です



▲ネズミの買い上げの 図 明治33年神戸



▲検疫医官補時代 の野口英世 [(公財)野口英世記念会所蔵]

小樽検疫所の沿革

~明治 から 平成 へ(1890 - 1990)~



小樽港は、明治32年に外国貿易港(開港)に指定 され、日本有数の商港として、戦前は北海道内はもと より広く北方領域の経済的中心となり、特に卸売業は、 賑わいを極めました。戦後は、千島樺太等の商圏の喪 失及び経済統制のため著しく衰えましたが、自由経済 の復帰と共に徐々に港勢を取り戻し、現在は、ロシア 極東地区からの水産物の輸入港及び小樽運河等の観光 を目的とした大型クルーズ客船の寄港地として往時の 活況を取り戻しつつあります。

明治10年9月 清国厦門にコレラ流行。臨時検疫所を設置し5名のコレラ患者を発見。仮病舎で収容措置がとられる。 明治12年、15年、19年「コレラ」病が流行、その都度、小樽及び祝津に臨時検疫所を設置し、検疫を実施。 明治33年4月 1日 小樽臨時海港検疫所開設 明治34年8月 臨時海港検疫所閉鎖似後、大東亜戦争終了までの間は、検疫所は設置されず水上警察署において必要な検疫措置が行われた。)

昭和22年9月26日 小樽検疫所開設(厚生省公示第64号) 昭和24年3月 検疫艇「しらかば」配備 昭和30年7月1日 釧路出張所開設(政令第90号) 昭和34年12月 検疫艇更新。「あかしや」配備 昭和36年7月1日 留萌出張所開設(政令第232号) 昭和37年6月1日 稚内出張所開設(政令第221号) 昭和40年4月7日 小樽港湾合同庁舎竣工に伴い移転 昭和53年3月 検疫艇更新。FRP船「あかしや」配備 昭和53年7月1日 紋別出張所開設(政令第257号) 昭和57年7月1日 網走出張所開設(政令第168号) 昭和57年10月1日 輸入食品監視業務を統合(政令第254号) 昭和63年10月1日 花咲港が無線検疫港に指定 0261 1980 昭島和 亚 成

大正器 明治

> 昭和58年9月1日 大韓航空機擊墜事件 (捜索船、遺留品引取船等の検疫を稚内出張所が対応) 昭和51年9月6日 ベレンコ中尉亡命事件 (旧函館検疫所が検疫対応) 検疫感染症から「発しんチフス及び回帰熱」を削除。

昭和31年4月11日 検疫感染症に「回帰熱」を追加。 [検疫感染症: コレラ、パスト、黄熱、痘そう、発しんチフス、回帰熱]

昭和26年6月6日 検疫法公布(法律第201号) [検疫感染症: コレラ、ペスト、黄熱、痘そう及び発しんチフス]

昭和24年6月1日 検疫所官制廃止、厚生省附属機関となる(厚生省設置法附則第2項)

検疫所官制公布(昭和22年4月25日勅令第147号)

検疫感染症から「猩紅熱」を削除「発しんチフス」追加。「検疫感染症:コレラ、ペスト、黄熱、痘そう及び発しんチフス」 |昭和2年8月5日「航空検疫規則」(内務省令第37号)制定。(航空機検疫は、ベスト、コレラ及び痘そうを対象とする点が船舶の検疫と異なる。

大正13年4月1日 小樽港が臨時海港検疫港に指定される。

明治33年3月28日 臨時海港検疫所官制公布(勅令第75号)される |明治33年2月1日 | 函館港が臨時海港検疫港に指定される。

明治32年2月14日 海港検疫法公布(法律第19号)される。[検疫感染症: コレラ、ペスト、黄熱、猩紅熱及び痘そう]

明治27年5月25日 清国及び香港方面でペスト流行、「清国及び香港二放テ流行する伝染病二対シ船舶検疫所施行ノ件」(勅令56号)公布。ペスト検疫が実施される。

明治12年7月21日 「海港虎列刺病伝染予防規則」を「検疫停船規則」(太政官布告第29号)に改正。

「海港虎列刺病伝染予防規則」公布(太政官布告第28号)

法 改 正 及 75 主 な 出 来 事

小儿

樽

検

疫

所

0

沿

年代

小樽検疫所の沿革

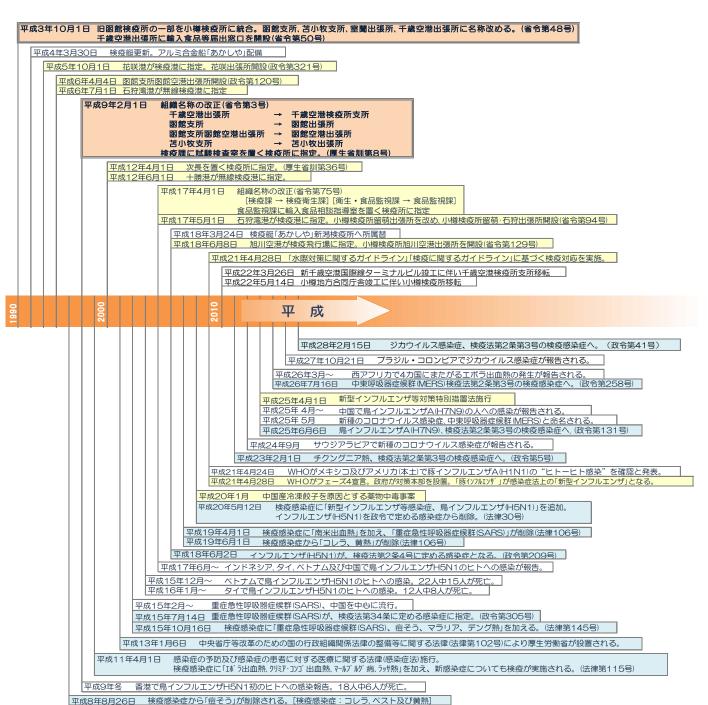
~平成30年まで (1990-2019)~

小樽検疫所は、昭和22年9月26日に函館検疫所 (昭和22年4月26日設置)に続き、北海道で2番目の検疫所として設置されました。

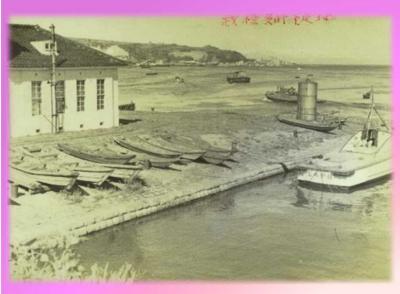
昭和30年以降は、道央、道東及び道北地方を管轄する 検疫所として、新たに設置された出張所5箇所を傘下に収 めていましたが、平成3年10月の組織改正では、旧函館 検疫所管轄の北海道内の検疫所を統合し、現在は、北海道 全域を管轄しています。



小樽地方合同庁舎



~在りし目の小樽 その一~



「機橋変更予定地」と コメントのある工事前 の写真です。



当時の撮影時期は不明で すが、小樽検疫所付近の 風景と推測されます。

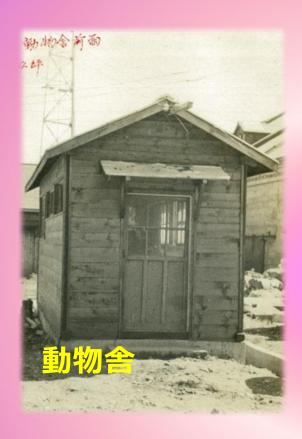






~在りし目の小樽 そのニ~

小樽検疫所の附属 建物の写真です。



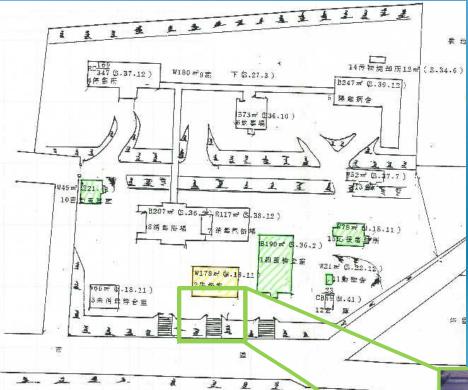






Melolifodh 11204h

嘗ての函館検疫所その



明治18年11月函 館市台町に消毒 所施設建 行われてきまし た。

平成元年3月1日、函館市から 「函館市景観形成指定建造物

函館検疫所台町措置場(旧函館消毒所)跡

御歌における検疫は、明治10(1877)年中国に始まったコレラの流行が日本にも液及する勢いをみせたため、内務省から

回数における検査は、物別10(1877)年中国に始まったコレラの設行が日本にも表及する勢いをみせたため、内務省から の指示で、開拓使函数支庁内に検疫取扱・原州で制修的に設けられたのが始まりである。 しかし、当時の防疫体制は至って効権なもので流行を助けなかった。それで関連18(1885)年、内務省は防疫体制の 後化を図るため、当時の主要策をであった原原、新潟、停災、神門、下見、後続に日本で最初の常提州専門を設置することになり、 動館は同年11月、現在地に消毒施設が建てられ、モザ(1886)年5月には海塩室が併設されて、自総消毒所として検疫展析 が開始された。 明治29(1895)年3月、南部消毒用は認制検査とおちられ、その後、総多の伝統制と関って国内への侵入を防いできた。 特に関和20(1945)年には取載により権太方第76の31場合の利格の検疫にあたり、多くの患者をこの措置場に収容し、医療 環菌に光理した。 昭和43(1968)年、検疫所は市内海岸町に落成した患者を同行を内に移転し、平成9年に小棒検疫所面配出強所と改称 それた。

日接職場の建物は一部しか残っていないが、これは市の景観形成指定建築物となっている。

函館市

2

函館市景観形成指定建造物説明 (函館市)





~嘗ての函館検疫所 その二~

函館検疫所 事務室外観(撮影 平成4年6月頃)



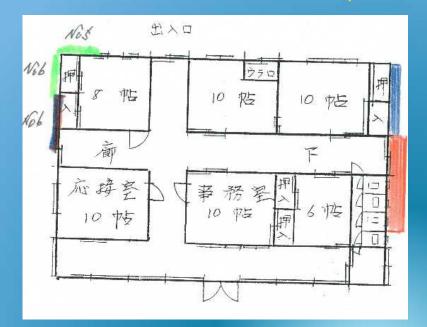
函館検疫所 船見宿舎(撮影 平成4年6月頃)





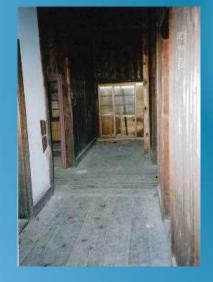
~嘗ての図館検疫所 その三~

函館検疫所 事務室内部(撮影平)



















~嘗ての函館検疫所 その四~

函館検疫所にて業務上活用していた書籍

●海港検疫執務資料 (昭和15年12月 長崎税関編纂)









ESEMBRE 1959

検疫業務の手引

301 公本 6 45年 Diogram

検疫官執務必携

(昭和28年12月 厚生省公衆衛生局検疫課編纂)





検疫業務の 手引き (昭和28年12月

厚生省公衆衛生局<u>検疫課</u>)

